

大磯町監査公表第 13 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 8 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

随時監査（工事監査）

### 2. 監査の対象部課等

#### （1）対象工事

雨水管整備工事（その4）

#### （2）対象部課

都市建設部下水道課

### 3. 監査の範囲及び事務

対象工事に係る平成 29 年度から平成 30 年度に係る財務に関する事務及び事務事業の執行

### 4. 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 10 日から平成 30 年 12 月 25 日まで

### 5. 監査の方法及び監査項目

平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかはもとより、計画・基本設計、契約、実施設計、積算、工事監理、施工管理・検査等、事務的及び技術的な観点にも着目し、監査を実施した。

監査は、監査対象課である下水道課より対象工事について関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員及び請負事業者、工事監理事業者からの説明、現地調査により実施した。なお、実施にあたっては、技術調査業務を委託し工事技術に関する専門的知識を有する技術士による調査を実施し、監査委員はその調査に立会い、確認するとともに総合的に判断する方法とした。

### 6. 工事の概要

工事名 雨水管整備工事（その4）

工事場所 神奈川県中郡大磯町国府新宿地内

工期 平成29年11月17日から平成31年3月15日まで

契約金額 4億9,172万4千円（税込み）

請負業者 株式会社入江建設

工事概要 国府新宿のJR東海道線北側地域及び石神台の一部地域の雨水を長谷川に排除するため、小国府新宿雨水幹線の内延長436m区間の雨水管を整備するものである。

主な工種	管きよ工	泥濃推進工 (φ 1500mm)	L=175m
		同 (φ 1650mm)	L=244m
マンホール工		組立マンホール (5号)	1か所
		特殊マンホール (□3098×2800)	1か所
		円形マンホール (φ 3000)	2か所
立坑工		ライナープレート式 (φ 3600)	N=2か所
		同 (φ 8000)	N=1か所
		同 (□4148×8230)	N=1か所
付帯工		一式	

## 7. 監査の結果

関係書類の審査及び技術士による工事技術調査報告書を踏まえ協議した結果、本工事は概ね適正に執行されているものと認められた。